

令和2年7月10日

保護者 様

狭山市立西中学校
校長 浅沼 俊英

本校の部活動について

例年であれば部活動保護者会を開催し、全体会の中で、校長から本校の部活動に関する方針等を説明させていただくのですが、今年度は、新型コロナウイルス感染症予防のために、資料の配布に代えさせていただく関係で、この文書において、本校の部活動方針等をお伝えします。

1 部活動の位置づけについて

学校の教育活動は学習指導要領に示された「教育課程」と呼ばれる内容が中心であり、部活動は、この教育課程の中には位置づけられていません。言い換えれば、学校は部活動を設置・運営する法的義務はなく、学校の裁量に任されています。

しかし、本校では、教育課程外の部活動であっても、その教育的意義や教育的効果に期待しており、部活動を設置・運営しています。学習指導要領の中でも、部活動の意義について認めており、学校教育の一環として、教育課程と関連づけるように示されています。

2 部活動の意義について

部活動は生徒の自主的・自発的な動機により展開されるものであるため生徒の興味関心が高く、他の教育活動と比較しても効果や向上が期待できます。また、学級・学年の枠を超えた集団で活動することにより、所属間や連帯感を味わい、責任感や使命感を涵養し、人間関係を学び、礼儀、我慢強さ等を身につけることも期待できます。

大切なことは、学習指導要領でも示しているように、ただその競技や分野の技能等を身につけることに終わらせず、教育課程内の授業や学校生活全体、家庭での生活や友人をはじめとした人間関係等の良好な変容につなげていくことです。

3 活動時間及び休養日について

本校の部活動は、埼玉県教育委員会の「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」及び狭山市教育委員会の「狭山市の部活動の在り方に関する方針」に沿って部活動を実施します。

4 顧問について

先のとおり、部活動は教育課程外の活動であり教員の義務ではありませんが、校長の命により、本校では教員全員が顧問となっています。しかし、自分が専門的に経験したことの無い部活動の顧問となっている教員も多くいます。それは、顧問がいなければ対象の部活動は廃部せざるを得ないためです。

また、人は誰でも様々な事情や背景を抱えています。教員も例外ではありません。抱えている事情のために、部活動への時間が多く取れない教員もいます。

このような背景や経緯をご理解ください。